

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年12月 3 日

【発行者名】 インヴィンシブル投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 芝辻 直基

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー

【事務連絡者氏名】 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役社長兼企画・財務部長 芝辻 直基

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー

【電話番号】 03-5411-2731

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

平成24年11月30日開催の本投資法人投資主総会において、本投資法人の規約の変更が承認されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

規約 新旧対照表

(変更箇所は下線の部分)

変 更 前	変 更 後
第1章 総則	第1章 総則
第3条 (本店の所在地) 本投資法人は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置くこととします。	第3条 (本店の所在地) 本投資法人は、本店を東京都 <u>港区</u> に置くこととします。
第3章 資産運用の対象及び方針	第3章 資産運用の対象及び方針
第11条 (資産運用の対象) (記載省略) 3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、次の各号に掲げる資産に投資することがあります。 (以下(1)から(8)につき記載省略) (9)上記第1号乃至第8号のほか、不動産等の投資に付随して取得が必要なものとして、 <u>本投資法人の投資口を表示する投資証券を上場する金融商品取引所等が認めるもの</u> (以下記載省略)	第11条 (資産運用の対象) (現行どおり) 3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、次の各号に掲げる資産に投資することがあります。 (以下(1)から(8)につき現行どおり) (9)上記第1号乃至第8号のほか、不動産等又は <u>不動産対応証券</u> の投資に付随して取得が必要又は有用なもの (以下現行どおり)
第4章 計算	第4章 計算
第16条 (決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日までと7月1日から12月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」といいます。)の各6箇月間とします。 <u>但し、本投資法人の第15期の営業期間のみについては、平成22年1月1日から平成22年12月末日までの1年間とします。</u>	第16条 (決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日までと7月1日から12月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」といいます。)の各6箇月間とします。

変 更 前	変 更 後
<p>第17条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。</p> <p>（1）（記載省略）</p> <p>（2）分配金額は、租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益」といいます。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とします。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします（但し、分配可能金額を上限とします。）。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができます。</p> <p>（以下記載省略）</p>	<p>第17条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。</p> <p>（1）（現行どおり）</p> <p>（2）分配金額は、<u>原則として租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益」といいます。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とします。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします（但し、分配可能金額を上限とします。）。<u>但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とします。</u>なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができます。</u></p> <p>（以下現行どおり）</p>
<p>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p>	<p>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p>
<p>第41条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準） 資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</p> <p>運用報酬 月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に於じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額（1円未満切捨て）又は金2,500万円のいずれか高い方の金額を、<u>3月、6月、9月及び12月の各末日を最終日とする各四半期毎に、3箇月分を当該四半期末日経過後2箇月以内に支払います。</u></p> <p>取得報酬 （記載省略）</p> <p>譲渡報酬 （記載省略）</p>	<p>第41条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準） 資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</p> <p>運用報酬 （1）平成25年1月以降平成26年12月までは半期（3箇月）毎報酬として、<u>本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を4で除した金額（1円未満切捨て）又は金6,250万円のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、</u>（2）平成27年1月以降は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に於じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額（1円未満切捨て）又は金2,500万円のいずれか高い方の金額の合計額を、<u>それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内に支払います。</u></p> <p>取得報酬 （現行どおり）</p> <p>譲渡報酬 （現行どおり）</p>

変 更 前	変 更 後
(新設)	<u>附則</u> <u>第41条の定めにかかわらず、平成24年12月分までは改正前の第41条に従うものとします。但し、平成24年12月の月額報酬は0円とします。</u> <u>なお、本附則は平成24年12月末から3箇月経過後これを削除するものとします。</u>

(2) 変更の年月日

平成24年11月30日